

# 事務の共同処理などによる 自治体間の連携方策について

---

令和3年2月19日

# 地方公共団体における事務の共同処理制度による広域化の推進について

## 第6回研究会資料

- 広域化等を推進するに当たり、現行の組織や事務の共同処理に係る制度を活用する方策とともに、運用実態を踏まえつつ、民間への共同委託等に有用な手法についても検証すべきではないか。
- ・地方自治法においては広域化の組織として一部事務組合及び広域連合、地方公営企業法においては企業団及び広域連合企業団に係る規定が置かれているが、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行などの事務の共同処理の仕組みも用意されている。また、水道法上は、議会の議決を経ることなく、給水区域の変更を行うことが可能である。これらの仕組みを用いることで、比較的大規模な地方公共団体が近隣の地方公共団体との関係を作っていくことも考えられるのではないか。
- ・ソフトの面での広域化も進める必要があると考えるが、その際にはシステムの共同化、共同調達や共同委託、共同研修など使いやすい仕組みを考えてはどうか。具体的にどういう制度を使ってシェアードサービス的なものを実現するのか、方策、指針を示してはどうか。



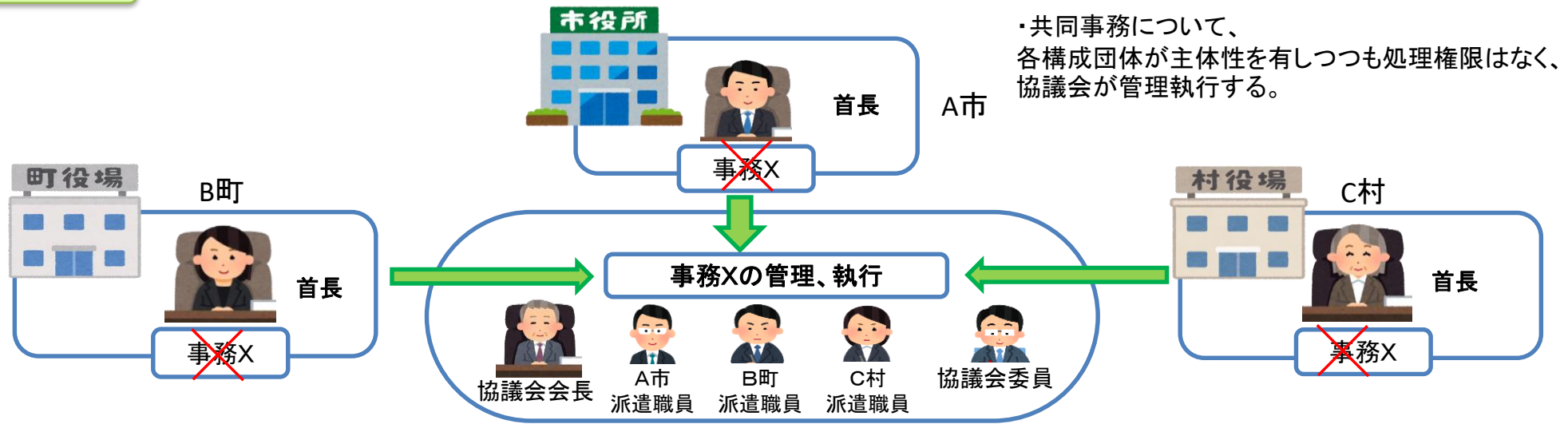
- ・事務の共同処理に係る地方自治法などの制度の概要は、p2以降のとおり。
- ・各団体における優良事例は、p5以降のとおり。

# 事務の共同処理 ①協議会の設置

## 概要

・普通地方公共団体間において、協議会を設置し、事務の一部を共同して管理執行するもの。

## 構成



根拠法

自治法第252条の2の2

構成団体単位

普通地方公共団体間

法律効果の帰属

各構成団体

設置等に要する手続き

①協議に関する議決、②協議、③規約の作成、  
④定めた規約及び設置に関する届出及び告示

共同事務に関する権限を有する者

協議会（但し、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名において行う）

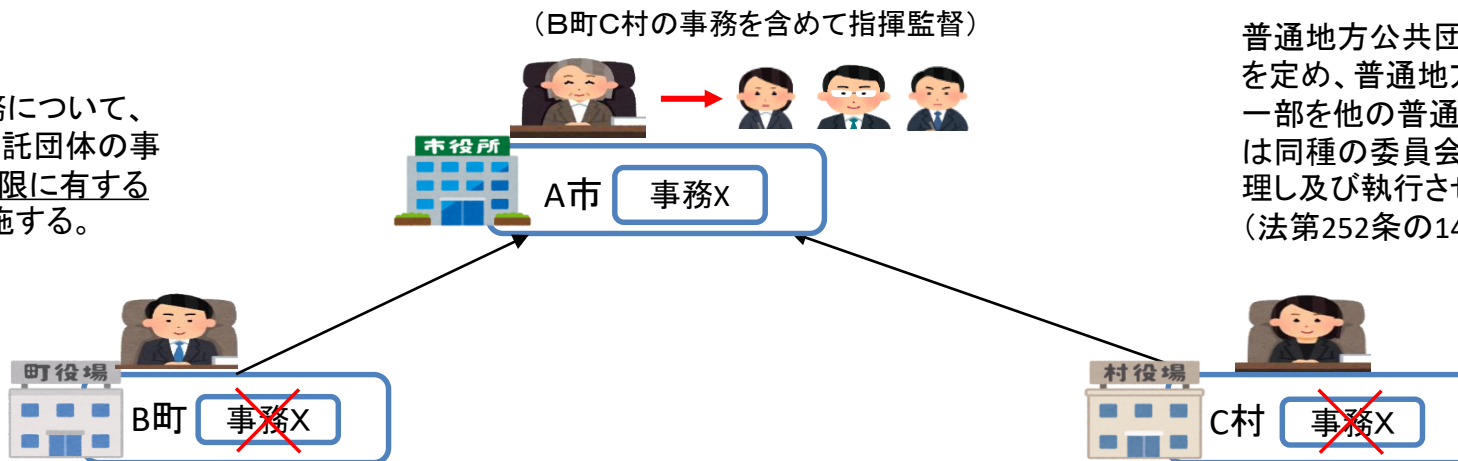
# 事務の共同処理 ②事務の委託

## 概要

・普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねるもの。

## 構成

・委託した事務について、受託団体は委託団体の事務を自己の権限に有する事務として実施する。



普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。  
(法第252条の14①)

根拠法 自治法第252条の14

構成団体単位 普通地方公共団体間

法律効果の帰属 受託団体

設置等に要する手続き ①協議に関する議決、②協議、③規約の作成、④定めた規約及び設置に関する届出及び告示

共同事務に関する権限を有する者 受託団体

# 事例紹介) ①協議会の設置 山形県新庄市ほか6町村

共同団体:新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、戸沢村

概要:協議会の設置による維持管理業務の共同化 (地方自治法第252条の2の2)

・「**最上圏域下水道共同管理協議会**」が、以下の事務を執行。

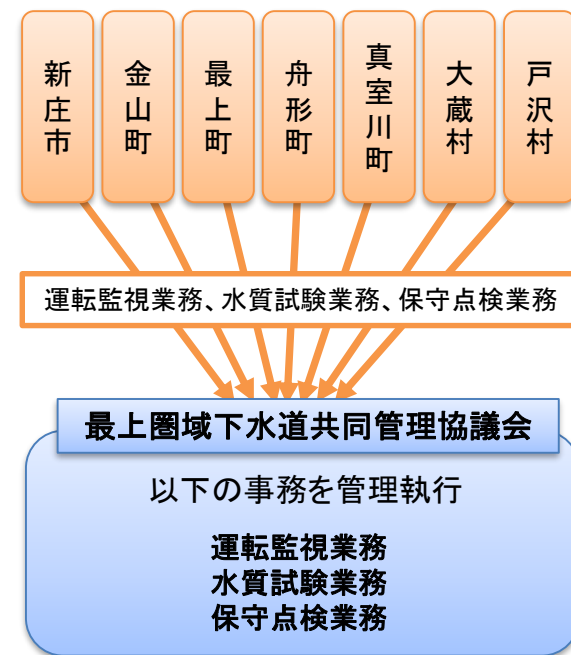
- ・**運転監視業務**:新庄市浄化センターを中核処理場として、6町村の処理場を光回線で結び遠方監視
- ・**水質試験業務**:中核処理場の水質試験室で試験を実施
- ・**保守点検業務**:中核処理場に巡回点検班をおき、定期的な巡回・保守点検を実施

## 【導入の背景】

- ・**職員の削減により、維持管理業務について十分な管理監督が行き届かない状況となった。**
- ・近隣市町村において、適正な施設の維持管理を持続するためには、複数の終末処理場の一体的な整備と効果的な維持管理の実施に向けた体制を構築する必要があると考えた。

## 【取組みの経過】

- ・平成元年度 新庄市浄化センター供用開始
- ・平成4年度 最上町村会で圏域一体となった下水道整備の必要性を確認。検討会を設立。
- ・平成5年度 最上圏域下水道整備促進協議会を設立、確認書締結。
- ・平成12年度 **7市町村による「最上圏域下水道共同管理協議会」を設置。**  
3浄化センターで共同管理開始。
- ・～平成15年度 協議会管内全市町村の計7浄化センターで共同管理開始。



## 【共同化の効果・メリット】

- ・構成団体内で一括管理、広域管理が可能となり、維持管理業務の効率化に繋がった。
- ・主に以下の**コストダウン**に繋がった。
  - ・**監視設備等のスケールメリットによるコストダウン**
  - ・**周辺浄化センターの無人化による管理人員の削減**
  - ・**周辺浄化センターの水質試験室省略による省スペース化**
- ・平成26年度、年間維持管理費3,263万4千円削減、**建設費も約16%削減。**

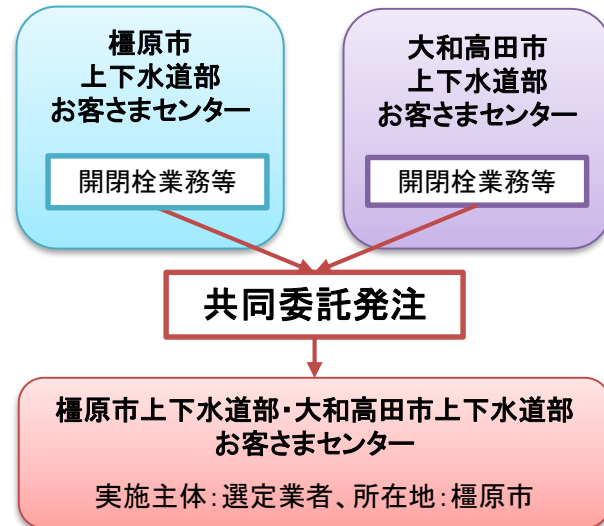
# 事例紹介) ②事務の委託 奈良県橿原市・大和高田市

共同団体: 橿原市、大和高田市

概要: 橿原市上下水道部及び大和高田市上下水道部 **お客さまセンター業務の共同委託**

## (地方自治法第252条の14)

- ・橿原市上下水道部及び大和高田市上下水道部の **お客さまセンター**を1ヶ所(橿原市)に共同化。
- ・大和高田市から橿原市へ、主に以下の業務委託先選定に係る業務を委託。
  - ①開閉栓業務、②水道メーター等検針及び点検業務、
  - ③上下水道使用開始・使用中止受付及び電話対応業務、④水道料金及び下水道使用料調定業務、
  - ⑤水道料金等収納及び滞納整理業務(給水停止を含む)、⑥水道メーター等取替及び維持管理業務



## 【導入の背景】

- ・これまで**コストの適正化に取り組んできたが、市単体での取組には限界があった。**
- ・両市において、共同化による更なるコスト削減が必要との考えのもと、営業業務の共同化の検討を開始した。

## 【取組みの経過】

- ・平成27年5月、「共同化会議」(奈良県、橿原市、大和高田市)を実施。
- ・平成28年8月、「橿原・大和高田営業包括業務共同化連絡協議会」を設置。
- ・平成31年4月、**橿原市・大和高田市間でお客さまセンター業務共同委託発注に関する協定締結。**
- ・同年7月、選定業者と正式に委託契約を締結。
- ・同年10月、「橿原市・大和高田市上下水道部お客さまセンター」稼働開始。

## 【共同化の効果・メリット】

- ・コスト削減  
お客さまセンターの拠点を1か所に統一したことにより、両市それぞれにお客さまセンター業務責任者を置く必要がないこと、また共同で業務を進めることができることから、**人件費の削減に繋がっている。**
- ・人的効果  
業務の進め方について協議する中で、**両市それぞれの良いところを取り入れることができるなど、情報共有が行いやすくなった。**また、どちらの市でも同じような課題に直面することがあるが、情報共有を行うことによって**よりよい解決策を見つけることができるようになった。**

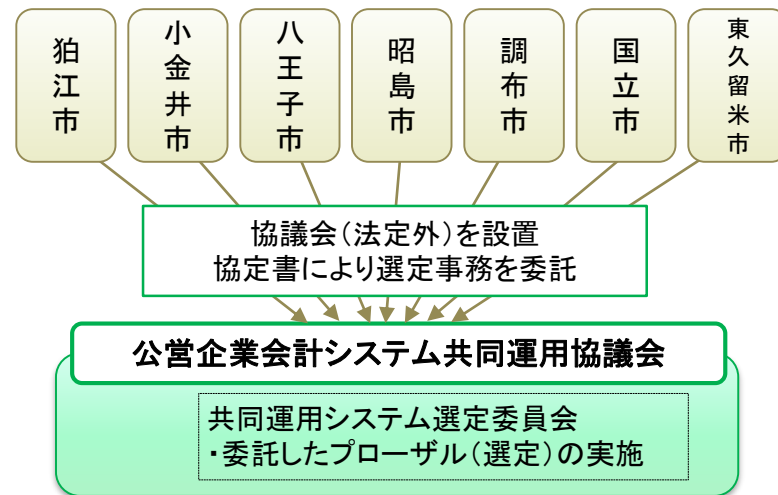
# 事例紹介) ③地方自治法に依拠しない取組み 東京都狛江市ほか6市

## 【事務の共同処理の概要】

共同団体: 狛江市、小金井市、八王子市、昭島市、調布市、国立市、東久留米市

概要: 7市共同での公営企業会計システムの共同調達(地方自治法に依拠しない取組み)

- ・公営企業会計システムの共同調達のため、「公営企業会計システム共同運用協議会」(法定外)を設置し、協議会が協定書に基づき、選定に関する事務を実施。



## 【導入の背景】

- ・令和2年4月までに公営企業会計へ移行するため、平成26年度より担当者レベルでの勉強会を実施。
- ・移行に伴うシステム改修は単独で行うよりも、複数団体が共同して行う方が効果があることが確認されたことから、共同調達の方法を模索した。

## 【共同化の効果・メリット】

### ・コスト削減

単独導入を行う場合と比べ、導入コストが削減された。

【参考】他団体による単独導入時のコストとの比較(基本会計・固定資産管理・記載管理、税抜)

	単独発注した場合の見積額	7団体同時発注平均額	差額(5年)	仕様等
A市	14,039,000	9,377,000	-4,662,000	単独導入
B市	19,740,000		-10,363,000	単独導入
C市	23,000,000		-13,623,000	単独導入
D市	9,900,000		-523,000	単独導入、LG-WANSP、起債管理なし
E市	11,300,000		-1,923,000	単独導入、LG-WANSP

### ・人的効果

公営企業会計に係る様々な課題等について、システム改修時に導入したSNS機能を使用することで、情報共有を図ることができるようになったため、職員ノウハウの蓄積や共有、効率的な事業実施につながっており、各団体における人員不足という課題に効果があった。

## 【取組みの経過】

- ・平成28年9月、「公営企業会計システムの導入に向けた検討会」を立ち上げ。
- ・平成29年4月、「公営企業会計システム共同運用協議会準備会」を設置。
- ・平成30年1月、「公営企業会計システム共同運用協議会」(法定外)、「共同運用システム選定委員会」を設置。
- ・平成30年4月、協議会において、プロポーザルによる選定を開始。
- ・同年7月、選定業者決定。選定業者と7市それぞれが個別に契約締結。
- ・令和元年10月、会計システムの共同運用を開始。